

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。
 なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

埼玉県さいたま県税事務所長

送達する書類名	地方税法第72条の52の規定に基づく書類
---------	----------------------

[illegible]

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。